

(平成27年4月1日作成)
(令和7年6月20日更新)

検査申請にあたって ご注意いただきたいポイント

◆検査申請書について

◆現場検査について



目次

◆検査申請書について

- | | |
|---------------------------------|------|
| 1. 検査申請に必要な書類 | P.1 |
| 2. 申請書記入上の注意点 | P.2 |
| 3. 工事写真について | P.8 |
| 4. 特定行政庁が定める添付書類について | P.12 |
| 5. 軽微な変更について | P.13 |
| 6. 省エネ適合義務対象建築物の場合の
必要図書について | P.15 |

◆現場検査について

- | | |
|------------------|------|
| 1. 現場と図面の不整合について | P.17 |
| 2. 事例紹介 | P.18 |

1. 検査申請に必要な書類

検査を申請される際は、下記の書類が揃っていることをご確認ください。

※検査申請に必要な書類が揃わないと、検査を受付することができません。また、書類に不備があると、検査済証や中間検査合格証を交付することもできませんので、ご注意ください。(中間検査時は合格証の交付を受けないと後工程に進めません。)

○検査申請書 (P.2)

⇒完了検査申請書、中間検査申請書

※完了検査申請書と中間検査申請書は、それぞれ申請書の様式が法律で定められていますので、申請する検査に応じた様式で申請書を提出ください。

○代理者によって検査の申請を行う場合は「委任状」

※建築主が確認申請から一括して代理者に委任している場合は、確認申請時に提出した委任状の写しの添付でかまいません。

<物件によって添付が必要な書類>

◇検査の特例がある場合は「工事写真」 (P.8)

⇒三号建築物（平屋建て、延べ面積 200 m²以下）、型式・認証物件などの特例物件については、検査の一部を省略するかわりに工事監理の状況が分かる工事写真の添付が必要です。

◇特定行政庁が細則で定める書類 (P.12)

⇒特定行政庁によっては、上記の書類以外に検査申請書に添付する書類を定めている場合があります。

◇軽微な変更がある場合は「軽微な変更説明書」 (P.13)

◇当社以外で確認済証の交付を受けている場合は当該物件の確認申請書副本

※当社で確認済証の交付を受けている場合は、添付不要です。

◇省エネ適合義務対象建築物の場合は、以下の図書及び書類等 (P.15)

・省エネ基準の適合に要した図書及び書類(変更した場合含む)

※当社で、省エネ適判、設計住宅性能評価書等を受け、同意書を提出している場合は、添付不要です。

・省エネ基準工事監理報告書

・軽微な変更がある場合は、「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」、「軽微な変更説明書」、「軽微変更該当証明書」等

◇都市緑地法第 43 条第 1 項の認定を受けた場合は「認定書の写し」

2. 申請書記入上の注意点

＜完了検査申請書＞

* 中間検査申請書との取り違えにご注意ください。(一面～三面)

(完了__第一面)

完了検査申請書
(第一面)

建築基準法第7条の2第1項(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

申請にあたっては、株式会社西日本住宅評価センター確認検査業務約款を遵守します。

株式会社 西日本住宅評価センター 様

[] 年 [] 月 [] 日

完了第2面【4.】の工事監理者及び
確認第2面【5.】の工事監理者と
整合させてください。

申請者氏名 []

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名 []

【検査を申請する建築物等】

建築物 建築設備(昇降機) 工作物(法第88条第1項)

(完了__第二面)

★完了検査申請書第二面は、確認申請書及び中間検査申請書との整合にご注意ください。

【3. 設計者】欄の【ト.作成した設計図書】、【4. 工事監理者】欄の【工事と照合した設計図書】については確認申請書及び中間検査申請書の記載内容との整合性にご注意ください。

※確認済証交付後に「計画変更」「記載事項変更」があった場合は、最新の情報に記載ください。

(第二面)

建築主、設置者又は築造主等の概要

【1. 建築主、設置者又は築造主】

【イ. 氏名のフリガナ】 []

【ロ. 氏名】 []

【ハ. 郵便番号】 []

【ニ. 住所】 []

【ホ. 電話番号】 []

【2. 代理者】

【イ. 資格】 ([]) 建築士 ([]) 登録 第 [] 号

(完了_第三面)

★完了検査申請書第三面は、確認申請書及び中間検査申請書との整合にご注意ください。

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】、【2. 工事種別】、【8. 検査対象床面積】

※確認済証交付後に「計画変更」「記載事項変更」「軽微な変更」があった場合は、最新の情報に記載ください。

★各種日付は、建築基準法で定められている期日にも影響します。

適切な日付になっているかご確認ください。

○工事完了日から4日が経過する日までに検査を申請(当社が引受け)をしているか。【法第7条の2第1項】

○工事着手年月日は、確認済証交付年月日以降の日付になっているか。

○工事完了日は、現場検査以前の日付になっているか。



★記入漏れがないようご注意ください。

○【2.1 特例の区分】、【2.ハ 製造者認証番号】、【9. 検査経過】、【10. 軽微な変更の概要】、【11. 備考】欄については該当する場合のみ記入ください。

(第三面)

塗りつぶし部分は記入必須です。

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

【2. 工事種別】

【イ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第

確認申請書第4面
【9.ロ】の確認の
特例の区分

号

【ロ. 工事種別】

確認申請書第3面【9.】の工事種別

新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替 建築設備の設置

【ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号】

確認申請書第4面【9.二】の製造者認証番号

号

【3. 確認済証番号】

第

号

【4. 確認済証交付年月日】

令和

年

月

日

計画変更がある場合は直前の計画変更の情報

【5. 確認済証交付者】

【6. 工事着手年月日】

年

月

日

確認済証交付日以降の日付

【7. 工事完了(予定)年月日】

年

月

日

現場検査日以前の日付

【8. 検査対象床面積】

確認申請書第三面【11.延べ面積】の【イ.建築物全体】(申請部分)の面積

m²

【9. 検査経過】

(第

回)

(第

回)

【イ. 特定工程】

(

)

【ロ. 中間検査合格証交付者】

(

)

【ハ. 中間検査合格証番号】

(

)

完了検査以前に中間検査を受検している場合は、ご記入ください。(複数回受検している場合は全てご記入ください。)

【ニ. 交付年月日】

(

令和

年

月

日)

(

令和

年

月

日)

【10. 確認以降の軽微な変更の概要】

【イ. 変更された設計図書の種類】

【ロ. 変更の概要】

確認以降に軽微な変更がある場合は必ずご記入ください。
※中間検査を当社に申請した場合には、中間検査申請時に記載した内容は記入不要です。

【11. 備考】

(完了_第四面)

(第四面)						
工事監理の状況						
	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	設計図書の内容に ついて設計者に確 認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合に は建築主に対し て行った報告の 内容)
敷地の形状、高さ 衛生及び安全						
主要構造部及び主 要構造部以外の構 造耐力上主要な部 分に用いる材料(接 合材料を含む)の種 類、品質、形状及 び寸法	<p>○基礎についての記入は漏れていませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎を鉄筋コンクリート造で計画している場合は、鉄筋及びコンクリートについて記入が必要です。 <p>○屋根についての記入は漏れていませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根ふき材の材料の種類等と設計図書との照合内容等をご記入ください。 					
主要構造部及び主 要構造部以外の構 造耐力上主要な部 分に用いる材料の 接合状況、接合部 分の形状等	<p>○屋根についての記入は漏れていませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根ふき材の材料の接合状況等と設計図書との照合内容等をご記入ください。 					注) 中間検査を受検されている場合は 特定工程以前の記入を省略することができます。
建築物の各部分の 位置、形状及び大 きさ	<p>○界壁についての記入は漏れていませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長屋、共同住宅などでは界壁について記入が必要です。 					
構造耐力上主要な 部分の防錆、防腐 及び防蟻措置及び 状況	該当しない項目には斜線					
特定天井に用いる 材料の種類並びに 当該特定天井の構 造及び施工状況	斜線					
居室の内装の仕上 げに用いる建築材 料の種類及び当該 建築材料を用いる 部分の面積	<p>○床材等の表現は漏れていませんか？</p>					
天井及び壁の室内 に面する部分に係 る仕上げの材料の 種類及び厚さ	斜線					
開口部に設ける建 具の種類及び大き さ	<p>○防火設備の記入が漏れていませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準防火地域等で開口部に防火設備を使用している場合は記入が必要です。 					
建築設備に用いる 材料の種類及びそ の照合した内容並 びに当該建築設備 の構造及び施工状 況(区画貫通部の 処理状況を含む。)	<p>○当該建築物に使用している設備について記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排水、電気、換気について ・ガス設備の有無について(なし、都市ガス、LPG) ・浄化槽を使用している場合は浄化槽について ・一戸建の住宅以外では建築設備全般について 					
備 考	<p>○住宅用火災警報器の記入は漏れていませんか？</p> <p>○直通階段で屋外に設けるものがある場合は、その構造種別を記載ください。</p>					

<中間検査申請書>

* 完了検査申請書との取り違えにご注意ください。(一面～三面)

(中間_第一面)

中間検査申請書
(第一面)

建築基準法第7条の4第1項(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

申請にあたっては、株式会社西日本住宅評価センター確認検査業務約款を遵守します。

株式会社 西日本住宅評価センター 様

年 月 日

申請者氏名

中間第2面【4.】の工事監理者及び
確認第2面【5.】の工事監理者と
整合させてください。

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名

【検査を申請する建築物等】

建築物 建築設備(昇降機) 工作物(法第88条第1項)

(中間_第二面)

★中間検査申請書第二面は、確認申請書の記載との整合性にご注意ください。

【3. 設計者】欄の【ト.作成した設計図書】、【4. 工事監理者】欄の【工事と照合した設計図書】については確認申請書及び前回の中間検査申請書の記載内容との整合性にご注意ください。

※確認済証交付後に「計画変更」「記載事項変更」があった場合は、最新の情報を記載ください。

(第二面)

建築主、設置者又は築造主等の概要

【1. 建築主、設置者又は築造主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号

(中間_第三面)

★中間検査申請書第3面は、確認申請書の記載との整合性にご注意ください。

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】、【2. 工事種別】、【8.ハ 検査対象床面積】

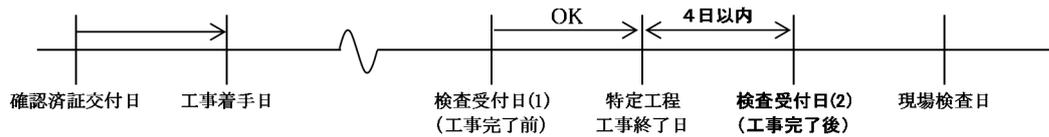
※確認済証交付後に「計画変更」「記載事項変更」「軽微な変更」があった場合は、最新の情報を記載ください。

★各種日付は、建築基準法で定められている期日にも影響します。
適切な日付になっているかご確認ください。

○特定工程工事終了日から4日が経過する日までに検査を申請(当社が引受け)をしているか。【法第7条の4第1項】

○工事着手年月日は、確認済証交付年月日以降の日付になっているか。

○特定工程工事終了日は、現場検査以前の日付になっているか。



★記入漏れがないようご注意ください。

○【2.4 特例の区分】、【2.ハ 製造者認証番号】、【9.申請以前の中間検査】、【10.申請以降の中間検査】、【11.軽微な変更の概要】、【12.備考】欄については該当する場合のみ記入ください。

(第三面)

塗りつぶし部分は記入必須です。

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

【2. 工事種別】

【イ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 確認申請書第4面 【9.ロ】の確認の特例の区分 号

【ロ. 工事種別】

確認申請書第3面【9】の工事種別

新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替 建築設備の設置

【ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号】

確認申請書第4面【9.二】の製造者認証番号 号

【3. 確認済証番号】

第 号

【4. 確認済証交付年月日】

令和 年 月 日

計画変更がある場合は直前の計画変更の情報

【5. 確認済証交付者】

【6. 工事着手年月日】

年 月 日

確認済証交付日以降の日付

【7. 工事完了予定年月日】

年 月 日

【8. 特定工程】

【イ. 特定工程】

現場検査日以前の日付

【ロ. 特定工程工事終了(予定)年月日】

年 月 日

小規模な車庫などは中間検査対象外となることがあります。ご不明な点はお問い合わせください。

【ハ. 検査対象床面積】

m²

【9. 今回申請以前の中間検査】

(第 回)(第 回)

【イ. 特定工程】

() ()

【ロ. 中間検査合格証交付者】

() ()

【ハ. 中間検査合格証番号】

() ()

【ニ. 交付年月日】

(令和 年 月 日) (令和 年 月 日)

【10. 今回申請以降の中間検査】

(第 回)(第 回)

【イ. 特定工程】

() ()

【ロ. 特定工程工事終了予定年月日】

(年 月 日) (年 月 日)

【11. 確認以降の軽微な変更の概要】

【イ. 変更された設計図書の種類】

【ロ. 変更の概要】

確認以降に軽微な変更がある場合は必ず記入ください。
※直前の中間検査を当社に申請した場合には、直前の中間検査申請時に記載した内容は記入不要です。

【12. 備考】

(中間_第四面)

(第四面)						
工事監理の状況						
	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	設計図書の内容に ついて設計者に確 認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合に は建築主に対し て行った報告の 内容)
敷地の形状、高さ 衛生及び安全						
主要構造部及び主 要構造部以外の構 造耐力上主要な部 分に用いる材料(接 合材料を含む)の種 類、品質、形状及 び寸法	<p>○基礎についての記入は漏れていませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎を鉄筋コンクリート造で計画している場合は、鉄筋及びコンクリートについて記入が必要です。 <p>○屋根についての記入は漏れていませんか？(特定工程に含まれる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根ふき材の材料の種類等と設計図書との照合内容等を記入してください。 					
主要構造部及び主 要構造部以外の構 造耐力上主要な部 分に用いる材料の 接合状況、接合部 分の形状等	<p>○屋根についての記入は漏れていませんか？ (特定工程に含まれる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根ふき材の材料の接合状況等と設計図書との照合内容等を記入してください。 					注) 先行工程の中間検査を受検されている場合は 特定工程以前の記入を省略することができます。
建築物の各部分の 位置、形状及び大 きさ	<p>○界壁についての記入は漏れていませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長屋、共同住宅などでは界壁について記入が必要です。 					
構造耐力上主要な 部分の防錆、防腐 及び防蟻措置及び 状況						
特定天井に用いる 材料の種類並びに 当該特定天井の構 造及び施工状況						
居室の内装の仕上 げに用いる建築材 料の種類及び当該 建築材料を用いる 部分の面積	<p>該当しない項目には斜線</p>					
天井及び壁の室内 に面する部分に係 る仕上げの材料の 種類及び厚さ						
開口部に設ける建 具の種類及び大き さ						
建築設備に用いる 材料の種類及びそ の照合した内容並 びに当該建築設備 の構造及び施工状 況(区画貫通部の 処理状況を含む。)						
備 考	<p>○直通階段で屋外に設けるものがある場合は、その構造種別を記載ください。</p>					

3. 工事写真について

法第7条の5の「検査の特例」を受ける建築物については、施行規則第4条第1項
第二号又は施行規則第4条の8第1項第二号に規定する工事写真の添付が必要です。

○「検査の特例」を受ける建築物

- ・ 型式、製造者認証の建築物
- ・ 三号建築物（平屋建て、延べ面積 200 m²以下）で建築士が設計した建築物

○必要な工事写真

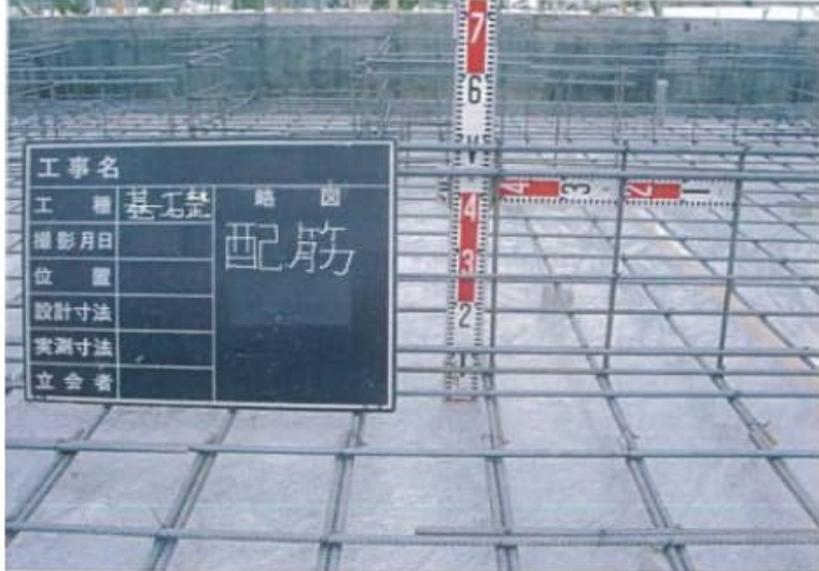
- ・ 屋根の小屋組の工事終了時
- ・ 構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時
- ・ 基礎の配筋の工事終了時（鉄筋コンクリート造の基礎の場合）
- ・ その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時



上記について、構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真が必要です。

（※当該検査受検前に中間検査を受検している場合は、直前の特定工程後に行われた工事に係る写真のみの添付で構いません。）

◆工事写真の参考事例（山形県村山建築課 HP より引用）

	<p>基礎配筋完了 底板部</p>
	<p>基礎配筋完了 立上り部</p>
	<p>基礎配筋完了 検査状況 アンカーボルト及びHD金物 用ボルト設置状況</p>

(木造)

	<p>主要な軸組み完了 下部</p>
	<p>主要な軸組み完了 上部</p>
	<p>耐力壁完了 釘間隔</p>

(木造)

	<p>小屋組み完了 火打ち、仕口部</p>
	<p>小屋組み完了 継手、仕口部</p>
	<p>小屋組み完了 軒先部</p>

4. 特定行政庁が規則で定める書類について

検査申請時に添付が必要な書類を、特定行政庁が独自に定めている場合があります。

下記の一覧をご参考に検査申請書に添付ください。

特定行政庁		添付書類	備考
大阪府	堺市	・柱頭、柱脚金物位置図、使用金物一覧表 ・必要壁量、壁量充足率及び壁量比の計算式	中間検査（木造）
愛知県	名古屋市	・工事写真 ・くいの施工報告書	工作物も同様
愛知県	豊橋市	工事写真	工作物も同様
三重県		中間検査の申請に関する工事監理報告書	
三重県	四日市市	・鉄骨工事施工状況報告書 ・コンクリート工事施工結果報告書 ・中間検査申請書第4面に代わる 工事監理報告書	
滋賀県内の全ての 特定行政庁		・中間検査チェックシート	中間検査
		・柱頭、柱脚金物位置図、使用金物一覧表 ・必要壁量、壁量充足率及び壁量比の計算式	中間検査（木造）
京都府	京都市	・柱頭、柱脚金物位置図、使用金物一覧表 ・必要壁量、壁量充足率及び壁量比の計算式	中間検査（木造）
大連協		・工事監理報告書 ・建築設備工事監理報告書 ・構造関係報告書	大阪府内の 建築物

5. 軽微な変更について

計画変更の確認手続きが不要な「軽微な変更」は

建築基準法施行規則第3条の2に規定されています。

建築計画が変更になる場合は、原則として「計画変更確認申請」が必要ですが、変更が規則第3条の2に列記されている項目のいずれかに該当し、建築基準関係規定に適合することが明らかなものは「軽微な変更」として取り扱うことができます。

また、軽微な変更については、建築確認手続き等の運用改善や特定行政庁の取り扱いにより、運用が緩和されている場合もありますので、建築計画に変更が生じ、判断に迷われる場合は、お早めに当社申請窓口にご相談ください。

【軽微な変更の原則】

- ・ 軽微な変更該当するものは、全体の構造計算をやり直す必要がないものであること
- ・ 軽微な変更は建築基準関係規定に明らかに適合する範囲におけるものであること
- ・ 施行規則第3条の2各項各号に掲げられていないものは軽微な変更該当しないこと
- ・ 変更の内容が建築基準関係規定に関わらない場合は軽微な変更にも該当しないこと
- ・ 元確認に対して「危険の度が高くないもの」であること
- ・ 軽微な変更は元確認に対する変更であること

(平成20年10月8日 「構造審査・検査の運用解説 修正：平成20年2月22日」の

追補(改訂版)より抜粋)

※ 軽微な変更説明書は検査申請書の添付書類の一部ですので、検査申請書提出時に併せて提出ください。

※ 軽微な変更の変更内容に関する図書は全て添付ください。

※ 省エネ関係は、「6. 省エネ適合義務対象建築物の場合の必要図書について」をご確認ください。

※ 添付の設計図書には記名が必要です。記名漏れにご注意ください。

(参考) ○建築基準法施行規則第3条の2に掲げられている変更について (項目のみ)

※ 条件有の記載がある項目は、一部省略しています。詳細は基準法施行規則本文でご確認ください。

- 一 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更 (条件有)
- 二 敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更 (条件有)
- 三 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更 (条件有)
- 四 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更
- 五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更 (条件有)
- 六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更(・・・次のイ又はロに掲げるものを除く。)
 - イ 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの
 - ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの
- 七 用途の変更 (令第137条の18で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。)
- 八 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材 (小ばりその他これに類するものに限る。) の位置の変更 (条件有)
- 九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更 (条件有)
- 十 特定木造建築物の構造耐力上主要な部分である部材の材料若しくは構造の変更又は位置の変更 (条件有)
- 十一 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材 (天井を除く。)、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更又は位置の変更 (条件有)
- 十二 構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更又は位置の変更 (条件有)
- 十三 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更 (第九号から前号までに係る部分の変更を除く。)

(表省略)
- 十四 井戸の位置の変更 (くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。)
- 十五 開口部の位置及び大きさの変更 (次のイ又はロに掲げるものを除く。)
 - イ 令第百十七条の規定により令第第五章第二節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの
 - (1) 当該変更により令第百二十条第一項又は令第百二十五条第一項の歩行距離が長くなるもの
 - (2) 令第百二十三条第一項の屋内に設ける避難階段、同条第二項の屋外に設ける避難階段又は同条第三項の特別避難階段に係る開口部に係るもの
 - ロ 令第百二十六条の六の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第百二十六条の七第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの
- 十六 建築設備の材料、位置又は能力の変更 (性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)
- 十七 前各号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

6. 省エネ適合義務対象建築物の場合の必要図書について

令和7年4月以降に着工する建築物については、原則、省エネ基準適合の

検査が必要となりますので、以下の図書等を添付ください。

○省エネ基準の適合に要した図書及び書類(変更した場合含む)

【省エネ適合性判定を受けた場合】

- ・省エネ適判に要した図書及び書類(適合判定通知書、計画書、設計内容説明書、各図面、各種計算書、機器表等)★

【設計住宅性能評価を受けた場合】

- ・設計住宅性能評価に要した図書及び書類(設計住宅性能評価申請者、設計内容説明書、計算書及び図面等(省エネ基準に係る図書のみ))★

【建設住宅性能を受けた場合(コース1又はコース2(R6.11.12 国住参建第2615号参照)を活用した場合)】

- ・検査報告書(又は写し)★

【長期優良住宅の認定または長期使用構造等である旨の確認を受けた場合】

- ・認定等に要した図書及び書類(長期優良住宅認定申請書または長期使用構造等である旨の確認申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等(省エネ基準に係る図書のみ))★

【国土交通大臣認定、性能向上計画認定または低炭素建築物新築等計画認定を受けた場合】

- ・認定等に要した図書及び書類

○省エネ基準工事監理報告書

(仕様基準、標準計算、モデル建物法、標準入力法などから選んでください)

○軽微な変更がある場合

【省エネ適合性判定を受けた場合】

- ・軽微変更該当証明書★
- ・建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 等

【設計住宅性能評価を受けた場合】

- ・変更申告書★(建設住宅性能評価にて実施した場合)

- ・変更設計住宅性能評価書★
- ・軽微な変更説明書 等

※「変更設計住宅性能評価書」、「変更申告」がある場合も、「軽微な変更説明書」に変更があった旨を記載し提出をお願いします。

【長期優良住宅の認定または長期使用構造等である旨の確認を受けた場合】

- ・長期優良住宅建築等計画の変更認定または長期使用構造等の変更確認★
- ・軽微な変更説明書 等

※「長期優良住宅建築等計画の変更認定」、「長期使用構造等の変更確認」等行政庁で変更手続きを行った場合も、「軽微な変更説明書」に変更があった旨を記載し提出をお願いします。

【仕様基準及び誘導仕様基準の場合】

- ・軽微な変更説明書

★当社で、省エネ適判、設計住宅性能評価書等を受け、同意書を提出している場合は、添付不要です。

〈参考〉省エネ基準適合義務制度の解説 国土交通省 P17,18 の軽微な変更の扱い

○ルート A～C に応じて、以下の図書等が必要となります。

	省エネ適判	設計住宅性能評価活用	長期優良住宅活用 長期使用構造等活用
ルート A	・軽微な変更説明書(一面・二面) ・変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面・二面) ・変更申告書(建設住宅性能評価有) ・変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面・二面) ・変更に必要な図書
ルート B	・軽微な変更説明書(一面・三面) ・変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面・三面) ・変更設計住宅性能評価書等 ・変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面・三面) ・変更に必要な図書
ルート C	・軽微な変更説明書(一面) ・軽微変更該当証明書 ・変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面) ・変更設計住宅性能評価書 ・変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面) ・変更長期認定書又は変更長期確認書 ・変更に必要な図書
設計住宅性能評価活用の場合のみ可能		・軽微な変更説明書(一面) ・変更設計住宅性能評価書 ・変更に必要な図書 ※ルート A、ルート B、ルート C のどのルートでも適用可能	

1. 現場と図面の不整合について

建築基準法に基づく検査は、申請書類の審査並びに

確認申請書どおりに現場が出来ていることを確認する検査です。

確認申請書と現場に不整合があると、軽微な変更説明書の提出や取り下げてからの計画変更など、必要な手続きが完了するまで検査済証等の交付ができません。現場検査後に速やかに検査済証等を交付できるよう以下の点にご留意ください。
(※ 申請書類に不備があっても、検査済証等を交付することができません。)

○確認申請書と現場の施工状況の確認

- ・確認申請書と異なっている部分がないか十分ご確認ください。



○必要な変更手続きの実施

- ・確認申請書と現場が異なる場合は、現場検査前に「計画変更」や「軽微な変更」などの必要な手続きを行ってください。



○現場の是正

- ・不整合の内容によっては、道路後退部分の建築物の撤去やCB塀の控え壁の設置など、建築基準法に適合するよう是正を行ってください。

<現場検査時のよくある不整合事例>

- ◆申請図書との不整合（配置寸法、サッシの認定番号、設備機器の型番など）。
- ◆外構工事の工事未完了（盛土、道路後退、車庫など）

省エネ基準の対象項目（断熱材、設備機器等）で、現場に備え付けていただく書類については、以下となりますので、ご用意をお願いします

- ①納入及び施工前……施工計画書や納入仕様書等
- ②納入及び施工時……納入伝票や出荷証明書、工事写真等
- ③納入及び施工後……施工記録書、完了報告書、試験成績書、工事写真等

2. 検査済証が発行できない現場の事例

検査時に是正を求めた事例をいくつかご紹介します。

